六　設備規則第一章第六節に定める周波数等を維持する機能を有する無線設備である場合には、その旨

七　［略］

八　［略］

九　［略］

［5・6　略］

7　法第三十八条の六第四項の公示は、第四項第一号から第八号までに掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

［8・9　略］

（工事設計認証の審査等）

第十七条　登録証明機関は、その登録に係る工事設計認証を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第三号に定めるところにより審査を行わなければならない。

［2・3　略］

4　登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載又は添付した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、第九号から第十一号までに掲げる事項の記載又は添付については、別表第三号二において準用する別表第一号三の規定により、工事設計認証を受けようとする者からその求めに係る特定無線設備（法第三十八条の二の二第一項第二号又は第三号の事業の区分に係る工事設計に基づく特定無線設備を含むものを除く。）の提出がされなかつた場合に限る。

［一～五　略］

六　設備規則第一章第六節に定める周波数等を維持する機能を有する無線設備である場合には、その旨

七～十二　［略］

［5・6　略］

7　法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項第一号から第十号までに掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

［8～10　略］

（技術基準適合証明の審査等）

第二十五条　承認証明機関は、その承認に係る技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第一号に定めるところにより審査を行わなければならない。

［2・3　略］

4　承認証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　設備規則第一章第六節に定める周波数等を維持する機能を有する無線設備である場合には、その旨

［新設］

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

［5・6　同上］

7　法第三十八条の六第四項の公示は、第四項第一号から第七号までに掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

［8・9　同上］

（工事設計認証の審査等）

第十七条　［同上］

［2・3　同上］

4　登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載又は添付した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、第八号から第十号までに掲げる事項の記載又は添付については、別表第三号二において準用する別表第一号三の規定により、工事設計認証を受けようとする者からその求めに係る特定無線設備（法第三十八条の二の二第一項第二号又は第三号の事業の区分に係る工事設計に基づく特定無線設備を含むものを除く。）の提出がされなかつた場合に限る。

［一～五　同上］

［新設］

六～十一　［同上］

［5・6　同上］

7　法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項第一号から第九号までに掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

［8～10　同上］

（技術基準適合証明の審査等）

第二十五条　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

［一～五　同上］

［新設］